

栃木県森林クラウドシステム構築業務委託契約書（案）

委託者栃木県（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）とは、栃木県森林クラウドシステム構築業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（1）森林クラウドシステム構築業務

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和2（2020）年〇月〇日から令和3（2021）年3月25日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 **,**,** 円（うち消費税及び地方消費税の額 **,**,** 円）とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「栃木県森林クラウドシステム構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

（業務処理状況の報告、成果品の納入期限及び納入場所）

第6条 乙は、仕様書に基づく委託業務を行ったときは、速やかに成果品を作成し、甲に提出するものとする。

2 成果品の納入期日は、令和3（2021）年3月25日までとする。

3 成果品の納入場所は、栃木県環境森林部森林整備課とする。

4 乙は、委託業務完了後、業務完了報告書を作成し、甲に提出するものとする。

（施設等の使用）

第7条 乙は、この委託業務の履行に必要な甲の作業場所等を甲の指示に従い、無償で使用できるものとする。なお、施設等の使用に当たって、乙は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（業務遂行上の責任者）

第8条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の実施責任者及び主任担当者を定め、甲に書面で通知するものとする。

（指示及び監督）

第9条 乙は、委託業務の履行に当たり、甲の総括責任者と協議の上、業務を遂行するものとする。

（実施責任者及び主任担当者等に対する措置請求）

第10条 甲は、実施責任者又は主任担当者等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(業務実施計画書等)

第11条 乙は、契約締結後直ちに契約図書等に記載された事項を満たす業務実施計画書及び業務実施工程表（以下「業務実施計画書等」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務実施計画書等を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は、乙と協議するものとする。

(委託業務の調査及び報告義務等)

第12条 乙は、毎月末に委託業務の処理状況を報告しなければならない。

2 乙は、甲と打合せ及び協議を行った場合、その結果を取りまとめ、甲に報告しなければならない。

3 乙は、本委託業務の遂行に支障を生ずるおそれのある事故の発生を知ったときは、ただちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出するものとする。

(期限の延長)

第13条 乙は、その責めに帰することができない理由により、業務実施計画書に明示した業務や成果物を、当該年度内に完了及び完成することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(検査)

第14条 甲は、第6条4項の規定による業務完了報告書の提出を受けた日から10日以内に、当該業務完了報告書が、この契約の内容に適合しているか検査をしなければならない。

2 前項の検査に合格した時をもって、甲は、乙から当該成果品の引渡しを受けたものとする。

(履行の追完)

第15条 前条第1項の規定による検査の結果、当該成果品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は、乙に対し、当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。

2 前項の場合においては、第6条第4項及び第14条の規定を準用する。

3 甲は、検査合格後であっても、引き渡された当該成果品が契約不適合であるときは、乙に対し、当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。

4 第1項及び第3項に規定する契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、これらの規定による履行の追完を請求することができない。

(委託料の減額)

第16条 引き渡された当該成果品が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなけ

れば契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による委託料の減額の請求をすることができない。

(委託料の請求及び支払)

第17条 乙は、第14条第1項の規定による検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第18条 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の支払期限までに委託料を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、委託料に対し、年2.6パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。

(債務不履行の場合の損害金)

第19条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。ただし、その債務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(一般的損害)

第20条 委託業務の実施中に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第21条 乙は、第6条第2項の納入期限までに成果品を納入しない場合には、甲に対して遅延損害金を支払うものとする。ただし、その納入しないことが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延損害金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、委託料に対し、年2.6パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。

3 甲に生じた損害額が第1項の規定による遅延損害金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(履行不能の場合の処置)

第22条 乙は、天災その他受注者の責めによらない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(危険負担)

第23条 乙は、天災その他受注者の責めによらない事由により成果品の納入が不能となった場合には、甲の承認を得て、当該成果品の納入の義務を免れるものとし、甲は、委託料の支払いを免れるものとする。

(損害賠償)

第24条 乙は、委託業務に関して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(秘密の保持)

第25条 乙は、委託業務の遂行上知り得た発注者の保有する個人情報、プログラム、データ、機密等(以下「情報資産」という。)を第三者に開示し又は漏らしてはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、乙の作業従事者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約の業務に関して知り得た甲の情報資産について他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならないことを周知しなければならない。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施)

第27条 乙は、委託業務を行うに当たり、委託業務に関する情報セキュリティ事故を未然に防ぐために、セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 前項の規定に基づき、甲は乙に栃木県情報セキュリティ基本方針を提示するものとする。

(栃木県情報セキュリティポリシーへの適合)

第28条 乙は、前条のセキュリティ対策を、栃木県情報セキュリティ基本方針及び栃木県情報セキュリティ対策基準に適合するように実施するものとする。

(情報資産の適正管理)

第29条 乙は、委託業務を行うに当たり、甲の所有する情報資産について、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、保管するものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第30条 乙は、委託業務を行うに当たり、情報資産を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第31条 乙は、委託業務を行うに当たり、甲の承諾を得ないでデータ等を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、委託業務遂行上の必要性(情報資産のバックアップ等)から委託業務に使用するコンピュータの記憶装置及び記録媒体(以下「記録媒体等」という。)へ、情報資産を複写又は複製する場合においても適用する。

3 乙は、情報資産の複写又は複製について甲の承諾を得ようとする場合は、複写又は複製する情報資産とその目的、複写又は複製を行う日、複写又は複製を行う者、複写又は複製を行うコンピュータの記憶装置及び記録媒体、複写又は複製物の管理方法とその責任者、第32条に定める返還及び消去予定日等を記載した「情報資産複写(複製)願い」を発注者に提出するものとする。

(データ等の返還)

第32条 乙は、情報資産(当該情報資産を複写し、又は複製したものを含む。)を複写又は複製

した場合は、当該複製又は複製された情報資産を、その必要性がなくなり次第、遅滞なく甲に返還し、複製又は複製した情報資産は記録媒体等から復元を不可能とする対策を施して完全に消去しなければならない。

2 前項の規定により、記憶装置及び記録媒体からの消去が完了したときには、複製又は複製した情報資産と、これが作成された日、消去を行った日、消去を行った者、消去の方法等を記載した「情報資産削除報告書」を甲に提出するものとする。

(業務の調査等)

第33条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理状況について、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(事故報告)

第34条 乙は、この委託業務の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定は、情報セキュリティ事故の発生のおそれがあることを自ら認識し、又は第三者から指摘されて知った場合において準用する。

(指示)

第35条 甲は、乙の委託業務の実施状況及びセキュリティ対策について、前二条の規定による調査及び報告の結果に基づき、乙に対して必要な指示を行うことができるものとする。

(再委託の禁止)

第36条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(契約変更)

第37条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(催告による解除)

第38条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙がこの契約に違反したとき又は乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第40条 前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、その契約の解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 甲に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(担保責任の期間の制限)

第41条 乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものを甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、第15条に規定する履行の追完、第16条に規定する委託料の減額、第24条に規定する損害賠償の請求、第38条、第39条及び第40条に規定する契約の解除若しくは違約金の請求をすることができない。ただし、乙がその引渡しの際に不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為による解除)

第42条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

(3) 乙が、独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(賠償額の予定)

第43条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として委託料の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの

命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第44条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第80条第1項に基づく確認を行い、支出命令確認の登録を行った時点で生ずるものとする。

（変更の届出）

第45条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到達したものとみなす。

（契約の費用）

第46条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（裁判管轄）

第47条 この契約について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

（信義則）

第48条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第49条 暴力団等排除に関する特約条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

（疑義等の決定）

第50条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2(2020)年〇月〇日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番地20号
栃木県
知事 福田 富一

乙